

議 会 運 営 委 員 会

令和 6 年 9 月 2 6 日（木）

午前 9 時 3 0 分

第 2 委員会室

議 題

- 1 令和 6 年第 4 回（9 月）尾張旭市議会定例会の運営について
- 2 1 2 月定例会の日程について
- 3 請願書・陳情書に係る個人情報の取扱いについて
- 4 尾張旭市議会政務活動費の交付に関する条例の一部改正について
- 5 ハラスメント防止に関する規定の整備について
- 6 陳情の取扱いについて
- 7 その他

配付資料一覧

【議題 1 資料】

- 1 議案等の概要
- 2 議事日程（案）最終日
- 3 討論通告一覧
- 4 令和 6 年第 4 回（9 月）尾張旭市議会定例会 議案等審査付託表
- 5 意見書案第 2 号 自動運転移動サービス等の社会実装に向けた環境整備を求める意見書
- 6 意見書案第 3 号 慢性閉塞性肺疾患（COPD）の潜在的な患者に対する適切な対応を求める意見書
- 7 意見書案第 4 号 国民健康保険事業への国庫負担の引上げや新たな補助制度の創設を求める意見書
- 8 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書（陳情第 9 号関係）
- 9 国の私学助成の拡充に関する意見書（陳情第 10 号関係）
- 10 愛知県の私学助成の拡充に関する意見書（陳情第 11 号関係）

【議題 2 資料】

- 11 令和 6 年 12 月定例会日程（案）

【議題 3 資料】

- 12-1 請願書・陳情書に係る個人情報の取扱いについて
- 12-2 請願書・陳情書の公開に係る個人情報の取扱い確認書
- 12-3 非公開パターンイメージ

【議題 4 資料】

- 13 尾張旭市議会政務活動費の交付に関する条例の一部改正について（案）
- 14 尾張旭市議会政務活動費の交付に関する条例（一部改正案）

【議題 5 資料】

- 15 ハラスメント防止に関する規定の整備について

【議題 6 資料】

- 16 陳情の取扱いについて

【議題 7 資料】

なし

議案等の概要

1

・ 追加議案（３件）

第５３号議案 小中学校教師用教科書及び指導書の取得について（追認）（学校教育課）

小中学校教師用教科書及び指導書を取得したことについて、尾張旭市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条の規定により、議会の議決を経て取得すべきところ、これを経ずに取得したため追認を得たいので、議会の議決を求める。

第５４号議案 小中学校教師用教科書、指導書及び教材の取得について（追認） （学校教育課）

小中学校教師用教科書、指導書及び教材を取得したことについて、尾張旭市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条の規定により、議会の議決を経て取得すべきところ、これを経ずに取得したため追認を得たいので、議会の議決を求める。

第５５号議案 小学校教師用指導書及びデジタル指導書の取得について（追認） （学校教育課）

小学校教師用指導書及びデジタル指導書を取得したことについて、尾張旭市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条の規定により、議会の議決を経て取得すべきところ、これを経ずに取得したため追認を得たいので、議会の議決を求める。

<市長報告（１件）>

専決処分の報告について（財政課）

地方自治法第１８０条第１項の規定により、損害賠償額を決定し、和解をする専決処分を行ったため、同条第２項の規定による市長報告を行う。

- ・ 市が管理する道路標識による物損事故

損害賠償額 79,222円（過失割合100%） 専決年月日 令和６年９月１９日

議会運営委員長報告

第 1 諸報告

- （１）議長報告
- （２）市長報告

第 2 委員会の所管事務調査報告の件

- （１）議会みらい創造特別委員会
- （２）議会運営委員会

第 3 委員長報告及び報告に対する質疑

- （１）予算決算委員会
- （２）福祉文教委員会
- （３）都市環境委員会
- （４）総務委員会

第 4 付託議案等の討論、採決

第 5 第 5 3 号議案から第 5 5 号議案まで

上程、提案理由の説明、質疑、討論、採決又は委員会付託

第 6 意見書案第 2 号から意見書案第 4 号まで

上程、提案理由の説明、質疑、討論、採決又は委員会付託

令和6年第4回（9月）尾張旭市議会定例会

討論通告一覧

議案等番号	通 告 者	反対又は賛成の別
第40号議案	川村 つよし	反対
第51号議案	榊原 利宏	反対
認定第1号	川村 つよし	反対
認定第2号	榊原 利宏	反対
認定第5号	榊原 利宏	反対
認定第6号	榊原 利宏	反対
請願第1号	安田 吉宏	反対
請願第1号	勝股 修二	反対
陳情第9号	櫻井 直樹	賛成
陳情第13号	勝股 修二	反対
陳情第13号	大島 もえ	賛成
陳情第13号	川村 つよし	賛成
陳情第14号	榊原 利宏	反対
陳情第15号	勝股 修二	反対
陳情第15号	いとう 伸一	賛成
陳情第15号	川村 つよし	賛成
陳情第16号	川村 つよし	反対

○ 福祉文教委員会

議案番号	件名
第53号議案	小中学校教師用教科書及び指導書の取得について（追認）
第54号議案	小中学校教師用教科書、指導書及び教材の取得について（追認）
第55号議案	小学校教師用指導書及びデジタル指導書の取得について（追認）

自動運転移動サービス等の社会実装に向けた環境整備を求める意見書

2024年4月から働き方改革関連法による労働基準法が改正され、ドライバーの時間外労働時間が制限された。これによって、収入の減少や離職によるドライバー不足が深刻になり、人・モノが運べなくなる、いわゆる「2024年問題」が懸念される。

また、高齢化社会が進んでいる現在、高齢者の運転による交通事故が社会問題となっている。2023（令和5）年の高齢ドライバーによる交通事故発生件数は4,819件、事故全体に占める高齢運転者の事故割合は15.4%となっており、2019（令和元）年の18.1%からは減少しているものの、依然として多発している。

高齢者運転等の危険性に加え、免許返納後の移動の足の確保も大きな課題となっている。

以上の課題解決のためには、自動運転移動サービス等の社会実装に向けた環境整備が不可欠と考える。

よって、政府に対して、十分な予算措置も含め下記事項について特段の取組を求める。

記

- 1 自動運転移動サービスの導入において、地方公共団体に寄り添う形で、国の相談窓口の開設や、専門家の派遣等の伴走型の支援体制を整えること。
- 2 自動運転技術の開発があらゆるメーカーで進められている中で、自動運転システムが主体となって車の操縦・制御等を行うレベル4以上の車両の開発促進とともに、遠隔操作システムの導入を含めた行政における利活用の仕組みの検討など、自動運転車両の実用化に向けた環境整備を加速すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年 月 日

尾張旭市議会議員 松 原 たかし

国土交通大臣、経済産業大臣、デジタル大臣 殿

慢性閉塞性肺疾患（COPD）の潜在的な患者に対する適切な対応を求める意見書

慢性閉塞性肺疾患（COPD）は、主としてたばこの煙やPM_{2.5}などの有害物質を長期に吸入暴露することで生じた肺の慢性疾患であり、症状としては咳、痰、息切れを特徴とする。現在、COPDは、「健康日本21」において、がん、循環器疾患、糖尿病と並び、対策を必要とする主要な生活習慣病に位置付けられている。COPDでは、肺泡が破壊されることにより、酸素の取り込みや二酸化炭素を排出する機能が低下する。ここで一度破壊されてしまった肺（気管支や肺泡）は、治療によって元に戻らないため、重症化する前段階で治療を開始することで進行を遅らせたり、急激に状態が悪化することを予防したりすることが大切になる。また、COPDが進行し、息切れや症状悪化により身体活動性が低下することで、フレイル（健康な状態と要介護状態の中間段階）に移行し、要介護や寝たきりの可能性が増大するとも言われており、今後、介護費用の増大につながる可能性も示唆されている。

さらに、COPDは循環器疾患（狭心症等の心血管疾患、脳血管疾患）、がんなど、他の慢性疾患との関連性も注目されている。日本COPD疫学研究（NICES study）の調査によれば、国内のCOPD患者は推定530万人とされているが、厚生労働省等のデータからは実際に治療を受けているのは約36万2,000人にとどまっており、約500万人が未診断であると考えられる中、COPDの早期診断・早期治療への取組の強化が必要である。

そこで、政府に対して、高齢化が進行する我が国において、国民におけるCOPDの認知度を高めると同時に、潜在的なCOPD患者の早期診断と早期治療への取組を強化し、その重症化予防対策を適切に進めるために、以下の事項について特段の対応を求める。

記

1 地域におけるCOPDの検査体制の強化

- (1) 地域の医療機関への、COPDを診断するスパイロメーターの配備を支援すると同時に、臨床検査技師・保健師等により正確な計測を可能にする研修の実施やガイドラインの周知徹底
- (2) 画像検査（胸部X線や胸部CT検査）とプログラム医療機器を用いた肺の炎症状態を定量的に測定する検査法の開発と普及

2 受診勧奨対策及び重症化予防対策の推進

- (1) 地方自治体における受診勧奨対策に対しての財政支援や保険者努力支援制度等、COPDの重症化や増悪を抑えるための取組推進へのインセンティブ制度の導入
- (2) COPDの重症化や増悪を抑えるため、インフルエンザワクチンや肺炎球菌ワクチンの接種が積極的に活用されるよう検討を進めること。
- (3) COPD関連の厚労科研費等の研究資金の確保など、COPDの重症化や増悪を抑える新規治療薬開発のサポート体制の強化

3 COPDに対する認知度並びにヘルスリテラシーの向上

- (1) COPDに対する情報や知識の普及啓発について、かかりつけ医等の正しく豊富な知識・経験に基づく適切な指導の展開や、学校教育から企業団体の保健指導など、幅広い年齢層に対する教育や研修の推進
- (2) COPDの症状などを紹介するチラシやCOPDのリスクが分かるチェックシート（COPD集団スクリーニング質問票など）の作成と配布等、COPDの認知度向上及び死亡率低下への自治体の活動に対する財政支援

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年 月 日

尾張旭市議会議長 松 原 たかし

厚生労働大臣、財務大臣 殿

国民健康保険事業への国庫負担の引上げや新たな補助制度の創設を求める意見書

市町村の国民健康保険においては、近年、少子化、被用者保険の適用拡大などの要因から、被保険者の減少傾向が続いている。また、支え手である現役世代の方々が抜け、所得の少ない方や、医療診療の機会が多い高齢者の割合が増えるという、構造的な問題によって医療負担の上昇に拍車をかけている。

平成30年度の制度改正により、財政運営の主体が県に移り、医療費は、県内の市町村から納められた事業費納付金により全額賄われている。市町村にとって、この事業費納付金を県に納め続けていくためには、被保険者の保険税に転嫁せざるを得なく、また市町村の裁量で保険税負担の抑制を図ることは、事実上不可能な制度になっている。

これまで、本市でも段階的に税率が引上げられてきているが、物価高騰などで市民生活は厳しさを増しており、低所得世帯も増加している。これ以上の負担増加は、被保険者全体の理解を得ることが難しく、限界を迎えている。

よって、以下の事項について特段の取組を求める。

記

- 1 被保険者の負担増とならないよう、新たな補助制度の創設を求める。
- 2 市町村に課せられる国民健康保険事業費納付金の負担を軽減するために、国庫負担の引上げや新たな補助制度の創設を求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年 月 日

尾張旭市議会議長 松 原 たかし

厚生労働大臣 殿

定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び
拡充を求める意見書

未来を担う子どもたちが夢や希望を持ち、健やかに成長していくことは、全ての国民の切なる願いである。しかし、学校現場では子どもたちの健全育成に向けて、日々真摯に教育活動に取り組んでいるものの、いじめや不登校など子どもたちを取り巻く教育課題は依然として解決されていない。また、特別な支援や日本語教育を必要とする子どもも多く、一人一人に応じた適切な支援を行うための十分な時間が確保できないなどの課題にも直面している。本年度は、政府予算において、小学校における高学年の教科担任制の強化や35人学級の計画的な整備などのための教職員定数改善が盛り込まれた。しかし、中学校における少人数学級の推進や教職員定数改善計画は示されておらず、子どもたちの健やかな成長を支えるための施策としては、不十分なものであると言わざるを得ない。少人数学級は、地域・保護者からも一人一人の子どもにきめ細かな対応ができるという声が多く聞かれる。山積する課題に対応し、全ての子どもたちに行き届いた教育を行うためにも少人数学級の更なる拡充を含めた定数改善計画の早期策定・実施が不可欠である。

また、子どもたちが全国どこに住んでいても、均等に一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請である。しかし、三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の国庫負担率は、2分の1から3分の1に引き下げられたままであり、自治体の財政は圧迫されている。教育の機会均等と水準確保のために、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率を2分の1へ復元することは、国が果たさなければならない大きな責任の一つである。

よって貴職においては、来年度の政府予算編成に当たり、定数改善計画の早期策定・実施と、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率2分の1への復元に向けて、十分な教育予算を確保されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年 月 日

尾張旭市議会議長 松 原 たかし

内閣総理大臣、内閣官房長官、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣 殿

国の私学助成の拡充に関する意見書

私立学校は、国公立学校と共に公教育の場として重要な役割を担っており、国においても、昭和50年に学費の公私間格差是正を目的とした私立学校振興助成法を制定し、各種助成措置が講じられてきた。

とりわけ平成21年に始まった私立高校生に対する「就学支援金」制度は、令和2年度から、年収590万円未満世帯まで授業料平均額の無償化が実施され、愛知県においては就学支援金の増額分を全額活用して、年収720万円未満世帯まで授業料と入学金の無償化を実現することができた。この間、学費滞納・経済的理由による退学者は大幅に減少しており、国のこれまでの私学助成政策は着実に成果を生んでいる。

しかしそれでもなお、年収910万円未満世帯まで無償化され、それ以上の家庭でも年間約12万円の学費で通うことのできる公立高校生と比べて、私立高校生にはまだ大きな学費負担が残されている。

愛知県では高校生の3人に1人が私学に通っており、約90%が進学する高校教育において、「学費の公私格差是正」「教育の公平」は全ての子どもと保護者の切実な願いであり、その土台となる国の就学支援金制度の拡充は引き続き重要な課題となっている。

加えて、財政が不安定な私学が公立と同一水準の教育条件を確保していくためには、私学助成の国庫補助と地方交付税交付金による経常費助成の国基準単価を来年度も引き続き拡充していくことが求められる。

よって、当議会は政府に対し、国の責務と私学の重要性に鑑み、保護者負担の公私格差を是正するために「就学支援金」を一層拡充するとともに、私立学校振興助成法に基づく国庫補助制度を堅持し、私立高校以下の国庫補助金と、それに伴う地方交付税交付金を充実し、私立高校以下の経常費補助の一層の拡充を図られるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年 月 日

尾張旭市議会議長 松 原 たかし

内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣 殿

愛知県の私学助成の拡充に関する意見書

愛知県では高校生の3人に1人が私学に通っており、私学は「公教育」の場として、「公私両輪体制」で県の「公教育」を支えてきた。そのため、保護者負担と教育条件の公私格差を是正することは、長年にわたって県政の最重点施策と位置付けられ、県議会・県当局を始め多くの人々の尽力によって、各種の助成措置が講じられてきた。

とりわけ、令和2年度以降、愛知県では、国の就学支援金の増額分を全額活用して、私学に通う半数の世帯が該当する年収720万円未満世帯まで授業料と入学金を無償化し、子どもたちの「私学選択の自由」は大きく広がった。

しかし、年収910万円まで無償化されている公立高校生に対して、年収720万円以上世帯の私立高校生には、県の補助を差し引いても、初年度納付金で、年収720万円～840万円世帯（乙ランク：授業料と入学金の1/2補助）は約35万円、年収840万円～910万円世帯（国の就学支援金118,000円補助）は約54万円という大きな負担が残されており、学費の心配をせずに「私学を自由に選べる」状況にはなっていない。

県の基本方針である「公私両輪」「公私連携」に照らせば、「全ての子どもが私立も自由に選択できる」ことが大前提であり、「公私格差の解消」はその根幹である。

よって当市議会は、「教育の公平」を実現し、「私学選択の自由」を確保するために、年収720万円以上の私学の世帯についても、授業料助成と入学金助成を拡充して、学費の公私格差を着実に是正できる施策を実施することを要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年 月 日

尾張旭市議会議長 松 原 たかし

愛知県知事 大 村 秀 章 殿

令和6年12月定例会日程(案)

1 1

		議 会 日 程 案	行 事 予 定
11月13日	水	9:30 定例会打合せ(副市長 出席)	
11月14日	木		
11月15日	金		
11月16日	土		
11月17日	日		
11月18日	月	請願・陳情受付締切(～正午)	
11月19日	火	9:30 議会運営委員会(副市長 出席)	
11月20日	水		
11月21日	木	招集告示 9:30 全員協議会(副市長 出席)	
11月22日	金		「県民の日学校ホリデー」に伴う学校の休業日
11月23日	土	<勤労感謝の日>	
11月24日	日		
11月25日	月	質問受付(9:00～17:00)	
11月26日	火	質問受付(9:00～17:00) 議案質疑(～17:00)	10:00 例月出納検査、定例監査
11月27日	水		10:30 商工会優良従業員表彰式
11月28日	木	9:30 議会運営委員会	
11月29日	金	9:30 本会議(初日)(市長、副市長 出席)	
11月30日	土		
12月1日	日		10:00 市政功労者表彰式
12月2日	月		
12月3日	火		
12月4日	水		
12月5日	木	9:30 本会議(一般質問)(市長、副市長 出席)	
12月6日	金	9:30 本会議(一般質問)(市長、副市長 出席)	
12月7日	土		
12月8日	日		
12月9日	月	9:30 本会議(一般質問)(市長、副市長出席)、予算決算委員会(全体会)(副市長出席)	
12月10日	火		
12月11日	水		
12月12日	木	9:30 福祉文教委員会(副市長出席)、予算決算委員会福祉文教分科会(副市長出席)	
12月13日	金	9:30 都市環境委員会(副市長出席)、予算決算委員会都市環境分科会(副市長出席)	
12月14日	土		
12月15日	日		
12月16日	月	9:30 総務委員会(副市長出席)、予算決算委員会総務分科会(副市長出席)	
12月17日	火	9:30 予算決算委員会(全体会)(副市長出席)	
12月18日	水	9:30 各派代表者会(予定) (討論通告期限:～正午)	
12月19日	木	9:30 議会運営委員会	
12月20日	金	9:30 本会議(最終日)(市長、副市長 出席)	
12月21日	土		

1 現在の取扱い

(1) 請願書・陳情書における公開・非公開情報

『尾張旭市議会情報公開事務運用指針』において、請願書・陳情書については、賛同署名簿のみを非公開情報として規定している。

請願書・陳情書を市ホームページ等で公開する場合は、この規定により非公開情報となっていない箇所については、公開している。

(2) 窓口での対応

請願書・陳情書を窓口で受け付けする際に、『提出者の氏名及び住所が公開されること』を説明している。

尾張旭市議会では、上記により、請願書・陳情書に記載されている氏名や住所等の個人情報
は公開をしている。しかしながら、SNSの普及などにより、個人情報の取扱いにつ
いては十分に注意する必要があることから、本市議会においても、個人情報の取扱いにつ
いては、十分な配慮をする必要があると考える。

2 今後の取扱い

窓口にて請願書・陳情書を市ホームページ等で公開することがある旨を説明の上、個人情報の取扱いについて書面を提出していただく。

確認書で非公開を希望した個人情報については、請願書・陳情書を市ホームページ等で公開する場合、黒塗りとする。

3 過去に受け付けた請願書・陳情書の取扱い

すべての請願書・陳情書の代表者に対し、個人情報の取扱いについて確認することは難しいため、一律の取扱いとする。想定できるパターンは次のとおり。非公開となっている個人情報は黒塗りした形で、請願書・陳情書を公開する。

	住所	氏名
①	非公開	非公開
②	市区町村まで公開	非公開

	団体所在地	団体名	代表者氏名
①	非公開	非公開	非公開
②	非公開	公開	非公開
③	市区町村まで公開	公開	非公開
④	公開	公開	公開

尾張旭市議会議長 殿

請願書・陳情書を尾張旭市議会ホームページ等で公開する場合、個人情報については、次のとおり取り扱うことを確認しました。

〇〇年〇〇月〇〇日

団 体 名 _____

代表者氏名 _____

1 請願書・陳情書名

2 個人情報の取扱い

希望するほうにチェックをしてください。

個人	(1) 氏名	☐ 公開	☐ 非公開
	(2) 住所	☐ 公開	☐ 非公開
団体	(1) 代表者氏名	☐ 公開	☐ 非公開
	(2) 団体所在地	☐ 公開	☐ 非公開

3 留意事項

- (1) 団体名については公開します。
- (2) 住所・団体所在地については、非公開とした場合でも市区町村までは公開します。
- (3) 複数の氏名等が記載されている場合、代表の方（本確認書に署名した方）以外の個人情報は全て非公開とします。
- (4) 署名簿等を別紙で添付している場合、その署名簿等はホームページ等で公開しません。

1 個人が提出する場合

- (1) 住所 ⇒ 非公開 氏名 ⇒ 非公開

住所 [REDACTED]
氏名 [REDACTED]

- (2) 住所 ⇒ 市区町村まで公開 氏名 ⇒ 非公開

住所 尾張旭市 [REDACTED]
氏名 [REDACTED]

2 団体が提出する場合

- (1) 団体所在地 ⇒ 非公開 団体名 ⇒ 非公開 代表者氏名 ⇒ 非公開

団体所在地 [REDACTED]
団体名 [REDACTED]
代表者氏名 [REDACTED]

- (2) 団体所在地 ⇒ 非公開 団体名 ⇒ 公開 代表者氏名 ⇒ 非公開

団体所在地 [REDACTED]
団体名 □□□□□□□□
代表者氏名 [REDACTED]

- (3) 団体所在地 ⇒ 市区町村まで公開 団体名 ⇒ 公開 代表者氏名 ⇒ 非公開

団体所在地 尾張旭市 [REDACTED]
団体名 □□□□□□□□
代表者氏名 [REDACTED]

- (4) 団体所在地 ⇒ 公開 団体名 ⇒ 公開 代表者氏名 ⇒ 公開

団体所在地 尾張旭市 ▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲
団体名 □□□□□□□□
代表者氏名 ○○ ○○

委員会提案第 号

尾張旭市議会政務活動費の交付に関する条例の一部改正について

上記の議案を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条第6項及び尾張旭市議会
会議規則（平成15年議会規則第1号）第13条第3項の規定により提出する。

令和6年 月 日

尾張旭市議会議長 殿

提出者

議会運営委員長

提案理由

この案を提出するのは、政務活動費の交付の対象の変更に伴い、所要の整備を図るため必要
があるからである。

尾張旭市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

尾張旭市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年条例第1号）の一部を次のように
改正する。

改 正 前	改 正 後
（交付の対象） 第2条 政務活動費は、尾張旭市議会における会派（所属議員が2人以上で構成するものをいう。以下同じ。） _____ _____ _____及び会派に所属しない議員（以下「<u>無会派</u>議員」という。）（以下これらを「会派等」という。）に対して交付する。 （<u> </u>会派に対する政務活動費） 第4条 <u> </u>会派に対する政務活動費は、各月1日（以下「基準日」という。）における当該<u> </u>会派の所属議員数に月額12,500円を乗じて得た額とする。	（交付の対象） 第2条 政務活動費は、尾張旭市議会における会派（所属議員が2人以上で構成するものをいう。以下同じ。）<u>のうち会派に対する政務活動費の交付を選択した会派（以下「交付会派」という。）又は所属議員全員に対する個別の政務活動費の交付を選択した会派の議員</u>及び会派に所属しない議員（以下「<u>個別交付</u>議員」という。）（以下これらを「会派等」という。）に対して交付する。 （<u>交付</u>会派に対する政務活動費） 第4条 <u>交付</u>会派に対する政務活動費は、各月1日（以下「基準日」という。）における当該<u>交付</u>会派の所属議員数に月額12,500円を乗じて得た額とする。

2 半期の途中において新たに結成された____会派に対する政務活動費は、結成された日の属する月の翌月（その日が基準日に当たる場合は、当月）に、結成された日の属する月の翌月分（その日が基準日に当たる場合は、当月分）から交付する。 3 基準日において所属議員の辞職、失職、除名若しくは死亡又は所属____会派からの脱会があった場合は、当該議員は第1項の所属議員に含まないものとする。 4 基準日において議会の解散があった場合は、____会派に対する当月分の政務活動費は交付しない。 5 政務活動費の交付を受けた____会派が、半期の途中において所属議員数に異動が生じた場合、異動が生じた日の属する月の翌月（その日が基準日に当たる場合は、当月）の末日までに、既に交付した政務活動費の額が異動後の議員数に基づいて算定した政務活動費の額を下回るときは、市長は、当該下回る額を追加して交付し、既に交付した額が異動後の議員数に基づいて算定した額を上回るときは、____会派は、当該上回る額を返還しなければならない。 6 政務活動費の交付を受けた____会派が、半期の途中において解散したときは、____会派は、解散の日の属する月の翌月分（その日が基準日に当たる場合は、当月分）以降の政務活動費を返還しなければならない。 （無会派 議員に対する政務活動費） 第5条 基準日に在職する無会派 議員に対する政務活動費は、月額12,500円と	2 半期の途中において新たに結成された<u>交付</u>会派に対する政務活動費は、結成された日の属する月の翌月（その日が基準日に当たる場合は、当月）に、結成された日の属する月の翌月分（その日が基準日に当たる場合は、当月分）から交付する。 3 基準日において所属議員の辞職、失職、除名若しくは死亡又は所属<u>交付</u>会派からの脱会があった場合は、当該議員は第1項の所属議員に含まないものとする。 4 基準日において議会の解散があった場合は、<u>交付</u>会派に対する当月分の政務活動費は交付しない。 5 政務活動費の交付を受けた<u>交付</u>会派が、半期の途中において所属議員数に異動が生じた場合、異動が生じた日の属する月の翌月（その日が基準日に当たる場合は、当月）の末日までに、既に交付した政務活動費の額が異動後の議員数に基づいて算定した政務活動費の額を下回るときは、市長は、当該下回る額を追加して交付し、既に交付した額が異動後の議員数に基づいて算定した額を上回るときは、<u>交付</u>会派は、当該上回る額を返還しなければならない。 6 政務活動費の交付を受けた<u>交付</u>会派が、半期の途中において解散したときは、<u>交付</u>会派は、解散の日の属する月の翌月分（その日が基準日に当たる場合は、当月分）以降の政務活動費を返還しなければならない。 （個別交付議員に対する政務活動費） 第5条 基準日に在職する<u>個別交付</u>議員に対する政務活動費は、月額12,500円と
---	---

する。 2 半期の途中において<u>無会派</u> 議員となった議員に対する政務活動費は、<u>無会派</u> 議員となった日の属する月の翌月（その日が基準日に当たる場合は、当月）に、<u>無会派</u> 議員となった日の属する月の翌月分（その日が基準日に当たる場合は、当月分）から交付する。 3 基準日において<u>無会派</u> 議員の辞職、失職、除名若しくは死亡があった場合は、当該議員は第1項の<u>無会派</u> 議員に含めないものとする。 4 基準日において議会の解散があった場合は、<u>無会派</u> 議員に対する当月分の政務活動費は交付しない。 5 政務活動費の交付を受けた<u>無会派</u> 議員が、半期の途中において____会派に所属した場合又は議員でなくなった場合は、<u>無会派</u> 議員は、____会派に所属した日又は議員でなくなった日の属する月の翌月分（その日が基準日に当たる場合は、当月分）以降の政務活動費を返還しなければならない。 （経理責任者） 第7条 ____会派は、政務活動費に関する経理責任者を置かなければならない。 （収支報告書の提出） 第8条 （略） 2 （略） 3 前項の規定にかかわらず、会派等は、次の各号のいずれかに該当した日から14日以内に第1項の収支報告書を提出しなければならない。ただし、<u>無会派</u> 議員に事故	する。 2 半期の途中において<u>個別交付</u>議員となった議員に対する政務活動費は、<u>個別交付</u>議員となった日の属する月の翌月（その日が基準日に当たる場合は、当月）に、<u>個別交付</u>議員となった日の属する月の翌月分（その日が基準日に当たる場合は、当月分）から交付する。 3 基準日において<u>個別交付</u>議員の辞職、失職、除名若しくは死亡があった場合は、当該議員は第1項の<u>個別交付</u>議員に含めないものとする。 4 基準日において議会の解散があった場合は、<u>個別交付</u>議員に対する当月分の政務活動費は交付しない。 5 政務活動費の交付を受けた<u>個別交付</u>議員が、半期の途中において<u>交付</u>会派に所属した場合又は議員でなくなった場合は、<u>個別交付</u>議員は、<u>交付</u>会派に所属した日又は議員でなくなった日の属する月の翌月分（その日が基準日に当たる場合は、当月分）以降の政務活動費を返還しなければならない。 （経理責任者） 第7条 <u>交付</u>会派は、政務活動費に関する経理責任者を置かなければならない。 （収支報告書の提出） 第8条 （略） 2 （略） 3 前項の規定にかかわらず、会派等は、次の各号のいずれかに該当した日から14日以内に第1項の収支報告書を提出しなければならない。ただし、<u>個別交付</u>議員に事故
---	--

等がある場合にあっては、議長が適当と認める者に対し、収支報告書の提出を求めるものとする。 (1) 政務活動費の交付を受けた____会派が、解散したとき。 (2) 政務活動費の交付を受けた<u>無会派</u>議員が、____会派に所属したとき。 (3) 政務活動費の交付を受けた<u>無会派</u>議員が、議員でなくなったとき。 (政務活動費の返還) 第9条 (略) 2 政務活動費の交付を受けた____会派が解散したとき又は<u>無会派</u>議員が____会派に所属したときは、当該____会派の経理責任者であった者又は<u>無会派</u>議員であった者は、当該会派等が交付を受けた政務活動費の総額から、当該解散の日又は<u>無会派</u>議員が____会派に所属した日までに支出した政務活動費の総額を控除した額を、前条第3項の収支報告書の提出以後、速やかに返還しなければならない。	等がある場合にあっては、議長が適当と認める者に対し、収支報告書の提出を求めるものとする。 (1) 政務活動費の交付を受けた<u>交付会派</u>が、解散したとき。 (2) 政務活動費の交付を受けた<u>個別交付</u>議員が、<u>交付会派</u>に所属したとき。 (3) 政務活動費の交付を受けた<u>個別交付</u>議員が、議員でなくなったとき。 (政務活動費の返還) 第9条 (略) 2 政務活動費の交付を受けた<u>交付会派</u>が解散したとき又は<u>個別交付</u>議員が<u>交付会派</u>に所属したときは、当該<u>交付会派</u>の経理責任者であった者又は<u>個別交付</u>議員であった者は、当該会派等が交付を受けた政務活動費の総額から、当該解散の日又は<u>個別交付</u>議員が<u>交付会派</u>に所属した日までに支出した政務活動費の総額を控除した額を、前条第3項の収支報告書の提出以後、速やかに返還しなければならない。
---	--

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の尾張旭市議会政務活動費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付される政務活動費から適用し、同日前にこの条例による改正前の尾張旭市議会政務活動費の交付に関する条例の規定により交付された政務活動費については、なお従前の例による。

○尾張旭市議会政務活動費の交付に関する条例

平成13年 3月28日（条例第 1 号）

（趣旨）

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項から第16項までの規定に基づき、尾張旭市議会議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、政務活動費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

（交付の対象）

第 2 条 政務活動費は、尾張旭市議会における会派（所属議員が 2 人以上で構成するものをいう。以下同じ。）のうち会派に対する政務活動費の交付を選択した会派（以下「交付会派」という。）又は所属議員全員に対する個別の政務活動費の交付を選択した会派の議員及び会派に所属しない議員（以下「個別交付議員」という。）（以下これらを「会派等」という。）に対して交付する。

（交付の方法）

第 3 条 政務活動費は、4 月から 9 月まで及び10月から翌年の 3 月までの区分による期間（以下「半期」という。）ごとに交付する。

2 政務活動費は、各半期の最初の月に、当該半期に属する月数分を交付する。ただし、半期の途中において議員の任期が満了する場合は、任期満了日の属する月を除く月数分を交付する。

3 政務活動費は、市長が規則で定める期日に交付する。

（交付会派に対する政務活動費）

第 4 条 交付会派に対する政務活動費は、各月 1 日（以下「基準日」という。）における当該交付会派の所属議員数に月額12,500円を乗じて得た額とする。

2 半期の途中において新たに結成された交付会派に対する政務活動費は、結成された日の属する月の翌月（その日が基準日に当たる場合は、当月）に、結成された日の属する月の翌月分（その日が基準日に当たる場合は、当月分）から交付する。

3 基準日において所属議員の辞職、失職、除名若しくは死亡又は所属交付会派からの脱会があった場合は、当該議員は第 1 項の所属議員に含まないものとする。

4 基準日において議会の解散があった場合は、交付会派に対する当月分の政務活動費は交付しない。

5 政務活動費の交付を受けた交付会派が、半期の途中において所属議員数に異動が生じた場合、異動が生じた日の属する月の翌月（その日が基準日に当たる場合は、当月）の末日までに、既に交付した政務活動費の額が異動後の議員数に基づいて算定した政務活動費の額を下回るときは、市長は、当該下回る額を追加して交付し、既に交付した額が異動後の議員数に基づいて算定した額を上回るときは、交付会派は、当該上回る額を返還しなければならない。

6 政務活動費の交付を受けた交付会派が、半期の途中において解散したときは、交付会派は、解散の日の属する月の翌月分（その日が基準日に当たる場合は、当月分）以降の政務活動費を返還しない。

条例一部改正(案)

ければならない。

(個別交付議員に対する政務活動費)

第5条 基準日に在職する個別交付議員に対する政務活動費は、月額12,500円とする。

2 半期の途中において個別交付議員となった議員に対する政務活動費は、個別交付議員となった日の属する月の翌月（その日が基準日に当たる場合は、当月）に、個別交付議員となった日の属する月の翌月分（その日が基準日に当たる場合は、当月分）から交付する。

3 基準日において個別交付議員の辞職、失職、除名若しくは死亡があった場合は、当該議員は第1項の個別交付議員に含まないものとする。

4 基準日において議会の解散があった場合は、個別交付議員に対する当月分の政務活動費は交付しない。

5 政務活動費の交付を受けた個別交付議員が、半期の途中において交付会派に所属した場合又は議員でなくなった場合は、個別交付議員は、交付会派に所属した日又は議員でなくなった日の属する月の翌月分（その日が基準日に当たる場合は、当月分）以降の政務活動費を返還しなければならない。

(使途基準)

第6条 会派等は、政務活動費を別表に定める使途基準に従って使用するものとし、市政に関する調査研究その他の活動に資するため必要な経費以外のものに充ててはならない。

(経理責任者)

第7条 交付会派は、政務活動費に関する経理責任者を置かなければならない。

(収支報告書の提出)

第8条 政務活動費の交付を受けた会派等は、政務活動費に係る収支報告書を作成し、議長に提出しなければならない。

2 前項の収支報告書は、前年度の交付に係る政務活動費について、毎年4月30日までに提出しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、会派等は、次の各号のいずれかに該当した日から14日以内に第1項の収支報告書を提出しなければならない。ただし、個別交付議員に事故等がある場合にあっては、議長が適当と認める者に対し、収支報告書の提出を求めるものとする。

(1) 政務活動費の交付を受けた交付会派が、解散したとき。

(2) 政務活動費の交付を受けた個別交付議員が、交付会派に所属したとき。

(3) 政務活動費の交付を受けた個別交付議員が、議員でなくなったとき。

(政務活動費の返還)

第9条 政務活動費の交付を受けた会派等は、その年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該会派等がその年度において市政の調査研究その他の活動に資するため必要な経費として支出した総額を控除して残余がある場合、当該残余の額に相当する額の政務活動費を返還しなければならない。

条例一部改正(案)

ならない。

- 2 政務活動費の交付を受けた交付会派が解散したとき又は個別交付議員が交付会派に所属したときは、当該交付会派の経理責任者であった者又は個別交付議員であった者は、当該会派等が交付を受けた政務活動費の総額から、当該解散の日又は個別交付議員が交付会派に所属した日までに支出した政務活動費の総額を控除した額を、前条第3項の収支報告書の提出以後、速やかに返還しなければならない。

(収支報告書の保存)

第10条 議長は、第8条第1項の規定により提出された収支報告書を、提出期限の日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

(透明性の確保)

第11条 議長は、第8条第1項の規定により提出された収支報告書について必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、政務活動費の交付に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成14年7月1日条例第30号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の尾張旭市議会政務調査費の交付に関する条例の規定は、平成14年4月1日から適用する。

附 則（平成15年3月28日条例第8号）

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成20年9月17日条例第32号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年3月30日条例第2号）

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 平成22年度以前の予算に係る政務調査費については、なお従前の例による。

附 則（平成25年3月1日条例第2号）

- 1 この条例は、平成25年3月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の尾張旭市議会政務活動費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付される政務活動費から適用し、同日前にこの条例による改正前の尾張旭市議会政務調査費の交付に関する条例の規定により交付された政務調査費については、なお従前の例による。

附 則（令和4年12月22日条例第20号）

(施行期日)

条例一部改正(案)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の尾張旭市議会政務活動費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付される政務活動費から適用し、同日前にこの条例による改正前の尾張旭市議会政務活動費の交付に関する条例の規定により交付された政務活動費については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の尾張旭市議会政務活動費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付される政務活動費から適用し、同日前にこの条例による改正前の尾張旭市議会政務活動費の交付に関する条例の規定により交付された政務活動費については、なお従前の例による。

別表（第6条関係）

政務活動費使途基準

項目	内容
研究研修費	会派等が研究会、研修会等を開催するために必要な経費又は会派に所属する議員及び無会派議員が他の団体の開催する研究会、研修会等に参加するために要する経費 (会場費、講師謝礼、出席者負担金・会費、交通費、宿泊費等)
調査旅費	会派等の行う調査研究活動のために必要な先進地調査又は現地調査に要する経費 (交通費、宿泊費等)
資料作成費	会派等の行う調査研究活動のために必要な資料の作成に要する経費 (印刷費、翻訳料等)
資料購入費	会派等の行う調査研究活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費
要請・陳情活動費	会派等が要請又は陳情活動を行うために要する経費 (印刷費、交通費、宿泊費等)
広報費	会派等の調査研究活動、議会活動及び市の政策について住民に報告し、又は広報するために要する経費 (印刷費、送料、会場費等)
広聴費	会派等が住民からの市政及び会派等の政策等に対する要望又は意見を吸収するための会議等に要する経費 (会場費、印刷費等)
事務費	会派等の行う調査研究活動に係る事務に必要な経費 (事務用消耗品、通信費、リース代等)

注 () 内は例示

ハラスメント防止に関する規定の整備について

1 経緯

令和3年6月に「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が改正され、地方議会においても性別を問わず、立候補や議員活動がしやすい環境整備等の施策を強化することとされた。また、最近、全国的に地方議会議員や首長のハラスメントに関する報道が相次いでおり、これを受けて、ハラスメントの防止・根絶に向けた条例を制定する地方議会が増えてきている。

本市議会においても、令和3年度以降、コンプライアンスに係る冊子を全議員に配付、令和4年度には、議員研修として、「議員のコンプライアンス研修」を実施、今年度は、3市議員研修において、「ハラスメント防止に関する研修」に全議員が参加するとともに動画配信研修として「ハラスメント防止研修」を実施し、議員のハラスメント防止に関する意識向上を図っているところである。

2 本市議会議員のハラスメントに係る意識調査について

令和6年7月から8月にかけて実施した、動画配信研修終了後、全議員に対してハラスメントに係る意識調査を実施した。結果は下記のとおりである。

(1) ハラスメントに対する理解度

理解できている	やや理解できている	どちらともいえない	やや理解できていない	理解できていない
6	12	2	0	0

(2) ハラスメント防止に向けた取組として、必要と思うこと（複数回答及び抜粋）

内容	人数
定期的な研修の実施	8
共通認識・意識の向上	4
条例等の制定や一部改正で明文化	3
事例研究や事例集の作成	3
調査・アンケートの実施	2
ハラスメントが起きた時の仕組みづくり	1
風通しのよい議会づくり	1

(3) 意識調査の結果に対して

- 全議員のハラスメントに対する共通認識・意識を高めるために…
- ➡ 定期的な研修の実施（特に事例に基づいた研修の実施）
 - ➡ ハラスメント防止に係る事項を明文化
 - ➡ 必要に応じた調査・アンケートの実施や仕組みづくり

3 規定の整備について

本市議会における規定の整備については、ハラスメント防止条例等（規定・要綱・指針等）の制定や現行の尾張旭市議会議員政治倫理要綱の一部改正が考えられる。

(1) 愛知県内の市町議会におけるハラスメント防止に係る規定の整備状況（R6.3 現在）

ハラスメント防止条例（規定・要綱・指針等）の制定	なし
ハラスメントを規定した政治倫理条例を制定	犬山市議会、東浦町議会

(2) メリット・デメリット

ハラスメント防止条例（規定・要綱・指針等）の制定	【メリット】 ● 尾張旭市議会としてハラスメントの防止・根絶について対外的に意思表示ができる。 ● 内容によるが、相談窓口の設置や調査、対応、措置のルール化ができる。 ● 定期的なハラスメント防止研修の実施を明文化できる。
	【デメリット】 ▲ 検討課題が多く、すぐに制定することが難しい。 ・ ハラスメントの対象→議員間、議員職員間、議員有権者間、候補者など ・ 相談窓口→議長、議員、事務局、第三者委員会…誰（どこ）が担うのか。 ・ 調査、対応、措置→ルール化（仕組みづくり）や誰（どこ）が行うのか。
尾張旭市議会議員政治倫理要綱の一部改正	【メリット】 ● 議員の政治倫理基準の1つとしてハラスメントの防止・根絶について意思表示をすることで、議員のハラスメント行為の抑制につながる。 ● 検討課題が少なく、現行の尾張旭市議会議員政治倫理要綱第3条にハラスメント防止に関する事項を追加することで、明文化できる。
	【デメリット】 ▲ 議員のハラスメント事案があった場合、議員しか審査請求することができない。 ▲ ハラスメント事案があった場合の解決策にならない。 ▲ 議決事項ではないため、対外的ではない。

4 今後について

本市議会において、ハラスメント防止に係る事項を明文化した規定がないのが現状である。まずは、議員自身がハラスメントの加害者とならないよう、ハラスメント行為の抑制といった観点から、現行の尾張旭市議会議員政治倫理要綱の政治倫理基準の中にハラスメントの防止・根絶について追記し、意思表示を行うのがよいと考える。

ハラスメント防止条例等（規定・要綱・指針等）の制定については、本市議会においても今後、必要となってくると思われることから、他市議会のハラスメントに係る条例等の制定状況を注視するとともに、内容等について調査研究していく。

また、事例に基づいた定期的なハラスメント防止研修の実施や必要に応じた調査・アンケート等は規定の整備等に関わらず実施していく。

○議長引継ぎ事項「陳情の取扱いについての検討」

尾張旭市議会における陳情については、過去に議会の審議になじまないと思われるものなどがあった。この現状を鑑み、陳情制度の趣旨を尊重した上での、適切な取扱いについて検討をお願いしたい。

≪尾張旭市議会会議規則（抄）≫

（陳情書の処理）

第85条 議長が必要と認める陳情書又はこれに類するもので、その内容が請願に適合するものは、請願書と同様に処理する。

尾張旭市議会では、原則、請願と同様の取扱いをしている。

（請願と異なる取扱いの例）

- ・ 陳情書の写しを全議員に配付する。
- ・ 陳情文書表を全議員に配付する。
- ・ 陳情書を委員会に参考送付する。
- ・ 委員会のみで審査を行い、本会議では採決しない。
- ・ 市内在住者からの陳情のみ、請願と同様に取り扱う。

今後、手続のオンライン化などが進むこととなれば、これまで以上に議会の審議になじまないと思われる陳情が提出される可能性もある。議会運営委員会において、適切な取扱いについて検討していくものである。

日程第4 付託議案等の討論、採決

(議案、請願、陳情の順で討論、採決)

請願第1号

議長が「請願第1号 L i D / A P D (聞き取り困難症／聴覚情報処理障害) への公的支援及び理解啓発に関する請願について討論を行います。」と言った後、直ちに

若杉議員より、請願第1号の採決において、一部採択として諮ることを求める動議提出

賛成者あり

動議成立

若杉議員趣旨説明

(自席で)

動議についての採決

可決

請願第1号の討論 (一部採択についても含める)

請願第1号の一部採択についての採決

可決

請願第1号は一部採択

賛成者なし

動議不成立

否決

請願第1号の討論

否決

請願第1号の採決

可決

請願第1号は採択

否決

請願第1号は不採択

陳情第9号の討論、採決へ続く